

令和 5 年 2 月発行「こうほう佐倉」

確定申告 特集号

市民税・県民税申告

☎ 市民税課 ☎ 484-6115

下のフローチャートを参考に、確定申告や市民税・県民税の申告が必要かどうかをご確認ください。
申告が必要なかたは早めに準備し、期間内に申告しましょう。

申告書を配布しています (3 月 15 日(水)まで)

- ▶ 確定申告書 市役所 1 号館 2 階 (配布中)、中央公民館 (2 月 16 日(木)～配布) ※数に限りあり。税務署から郵送可 (市からは郵送していません)。国税庁ホームページからダウンロード可
- ▶ 市・県民税申告書 市民税課、各出張所・派出所・サービスセンター (配布中)、中央公民館 (2 月 16 日(木)～配布)
※昨年中に令和 4 年度市・県民税申告書を提出したかたには 1 月 25 日(水)、同申告書を発送しました
※市ホームページからダウンロード可

確定申告 (所得税および復興特別所得税) 市民税・県民税 (住民税) 申告

【申告期間】 2 月 16 日(木)～3 月 15 日(水)

【感染症拡大防止策と来場されるかたへのお願い】

各申告会場は、感染防止策を講じたうえで開設します

出来る限りご自宅で申告書を作成し、郵送や電子申告での提出にご協力ください。

▶ 郵送先 確定申告書→成田税務署、市県民税申告書→市役所市民税課 ▶ 電子申告 (e-Tax) 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(欄外下記二次元コード参照)

- ◆申告会場の混雑を避けるため入場制限を行います。混雑状況によって後日の来場をお願いする場合があります。
- ◆例年、初日が混雑しますので、出来る限り初日は避けてください。
- ◆今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、申告会場での作成、相談、提出が中止となる場合があります。中止の場合は、市ホームページでお知らせします。

申告が必要なのはどんなひと

確定申告

☎ 成田税務署 ☎ 0476-28-5151

【申告が必要なかた】

- 令和 4 年中の給与の収入金額が 2000 万円を超えるかた
- 1 か所から給与をもらい、給与所得と退職所得以外の各種所得金額 (営業所得など) の合計額が 20 万円を超えるかた
- 2 か所以上から給与をもらい、年末調整をしなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が 20 万円を超えるかた
- 月々の給与から源泉徴収されず、所得税が課税されるかた
- 各種所得の合計額から所得控除を差し引いた結果、残額があるかた

※「公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下」の場合は不要 (海外年金を含む場合を除く) です。ただし申告により還付が受けられる場合があります

【申告が不要なかた】※市・県民税申告が必要な場合があります

- 収入が給与所得のみで、勤務先で年末調整が済んでいるかた
- 所得税の課税対象となる所得がないかた (遺族・障害年金、失業保険給付金は課税対象外)

市民税・県民税申告

☎ 市役所 市民税課 ☎ 484-6115

【申告が必要なかた】

- 令和 5 年 1 月 1 日に市内在住で、次に該当するかた
- 給与所得者ではなく、所得税のかからない金額の所得があったかた (営業・農業・不動産所得など)
 - 給与所得者で、そのほかの所得の合計額が 20 万円以下のかた

【申告することをおすすめるかた ※必須ではありません】

- 別世帯のかたに扶養されているかた
- 前年中 (令和 4 年中) に収入がなく、どなたの扶養にもなっていないかた (申告書は、国民健康保険税 (料) や後期高齢者医療保険料などの算定資料を兼ねます)
- 市・県民税について受ける控除のあるかた

【申告が不要なかた】

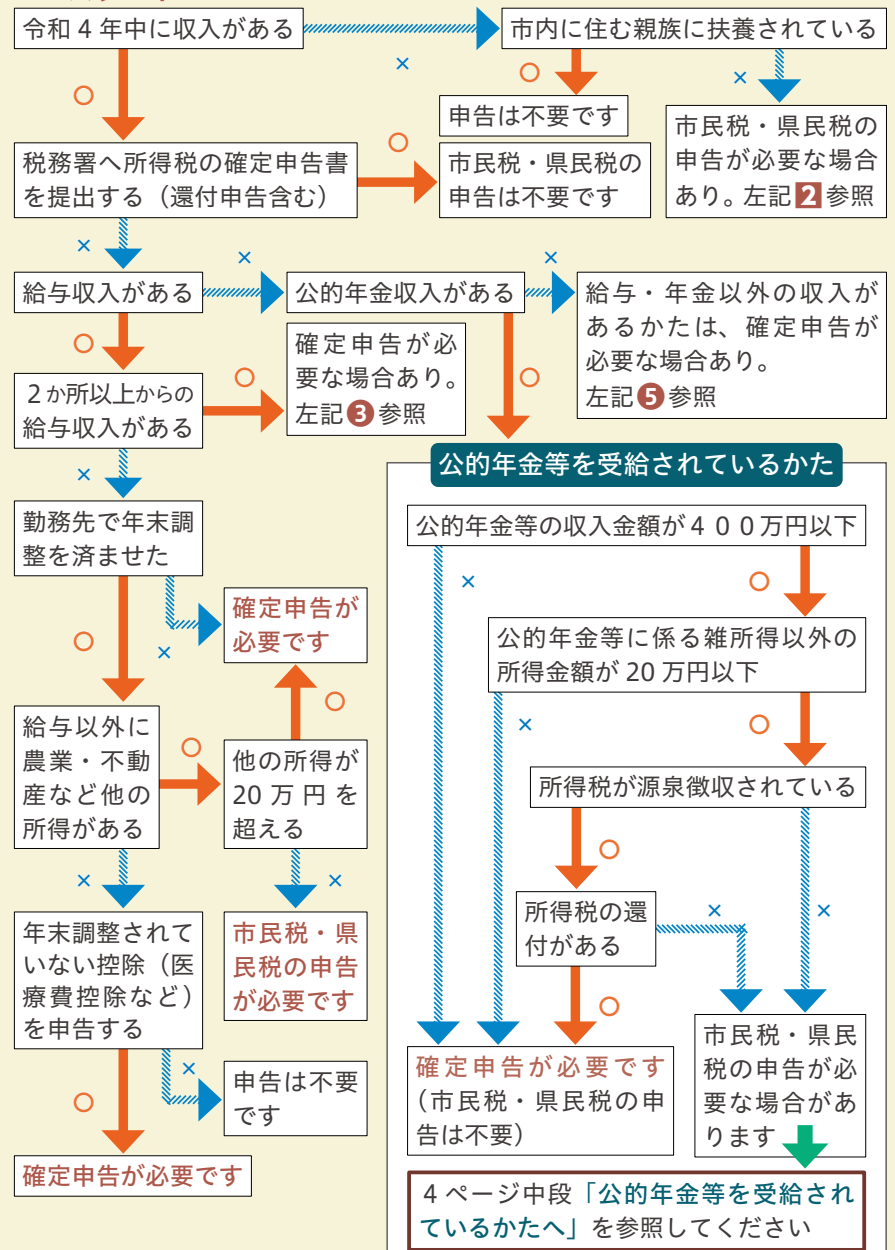
- 確定申告をしたかた
- 収入が給与所得のみで、勤務先から「給与支払報告書」が市役所に提出されているかた
- 同一世帯のかたの確定申告書、市・県民税申告書、勤務先からの給与支払報告書に扶養親族として記載されているかた

図で確認！

あなたはどの申告が必要でしょうか？

対 令和 5 年 1 月 1 日に佐倉市に住民登録があるかた

スタート



※この図は一般的な事例です。当てはまらない事例や載っていない事例もありますので、不明な点は、市民税課へお問い合わせください



申告会場のご案内

申告書の作成を希望されるかたは、中央公民館または、イオンモール成田(成田市)にお越しください。会場によって、作成や提出できる申告書が異なります。
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出来る限りご自宅で申告書を作成し、郵送や電子申告での提出にご協力ください。

!

申告書提出の前に必ずお読みください

今年度からの変更点

▶佐倉市の確定申告会場（中央公民館）は、土日、祝日および月曜日は申告書の作成・提出受付を行いません。

▶申告書の提出受付会場は下記のとおりとなります。

	市役所 1 号館 2 階	中央公民館
作成済み確定申告書の提出	今年度から中止します。	2 月 16 日(木)～3 月 15 日(水)の平日 (月曜日を除く)
市民税・県民税申告書の作成・提出	1 月 25 日(水)～2 月 15 日(水)の平日	

確定申告書、市民税・県民税申告書の作成・提出

◆中央公民館

日 2 月 16 日(木)～3 月 15 日(水)
※土・日曜日、祝日および月曜日を除く
時 ▶作成受付 午前 9 時 30 分～午後 3 時
▶提出のみ 午前 9 時～午後 4 時
場 ▶作成 1 階大ホール
▶提出 1 階談話コーナー
※会場の混雑回避のため、入場制限を行います。混雑状況によっては、再度のご来場や、後日のご来場をお願いする場合があります
※会場では、市役所職員が対応するため、申告できない内容があります

中央公民館で作成(申告)できるかた
▶市・県民税申告 すべてのかた
▶確定申告 令和 4 年中の収入が「給与」・「公的年金」のかた

中央公民館の混雑予想

曜日	混雑予想
月	休み
火	大変混雑
水	大変混雑
木	混雑
金	やや混雑
土日・祝	休み

※例年の混雑状況等に基づく予想です。当日の状況により変動する場合があります
※月曜日は申告書の作成・提出受付を行いません

中央公民館へのアクセス
(鐺木町 198-3)



- ▶京成佐倉駅南口 徒歩 25 分
・路線バス「岩淵薬品本社前」下車徒歩 10 分
- ▶JR 佐倉駅北口 徒歩 25 分
・路線バス「岩淵薬品本社前」下車徒歩 10 分

確定申告書の作成・相談・提出

◆イオンモール成田 2 階「イオンホール」(成田市ウイング土屋 24)

日 2 月 6 日(月)～3 月 15 日(水)
※土・日曜日、祝日を除く ※2 月 19 日(日)・2 月 26 日(日)は開場
時 ▶受付 午前 9 時～午後 4 時
【午前 10 時前に来場するかたへ】
イオンモール成田専門店街の開店時間は午前 10 時からです。そのため、午前 9 時～10 時までは立体駐車場 3 階の連絡通路から入る、モール 2 階「C」入口が専用入口になります。
※初日と最終週は、特に混雑が予想されます
(バス案内)・・・京成成田駅中央口(西口)6 番乗り場から千葉交通バス「イオンモール成田行き」乗車(約 10 分)。

【イオンモール成田 注意事項】
▶混雑緩和のために、入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配布状況に応じて、受付を早めに締め切る場合があります。
▶入場整理券は、当日、会場で配布するほか、LINE アプリで事前に入手することが可能です。LINE アプリでの事前発行では、国税庁 LINE 公式アカウントを「友だち追加」していただくことで、日時指定の入場整理券を入手する手続きが行えます。
▶2 月 6 日(月)から 3 月 15 日(水)の間、成田税務署に申告書作成会場はありません。
▶還付申告をされるかたは、成田税務署で上記の開設期間の前でも、相談を受け付けています。

下記の申告は「イオンモール成田」へ※中央公民館では作成できません

- ・給与や公的年金以外の収入のあるかた

・住宅借入金等特別控除の申告(年末調整済みのものを除く)

・雑損控除の申告

・外国税額控除の申告
- ・ふるさと納税以外の寄附金控除の申告

・営業、農業、不動産、利子、配当、譲渡、一時、退職所得に関する申告

・先物取引の申告

・贈与税、消費税の申告
- ・準確定申告(亡くなられたかた・国外に転出されたかたに係る申告)

・令和 3 年分以前の申告

・その他計算が複雑な申告や税務署の判断を要する内容の申告

その他の申告会場のご案内

確定申告書の提出	市民税・県民税申告書の提出	
◆成田税務署(成田市加良部 1-15) 日 1 月 4 日(水)～3 月 15 日(水) ※土・日曜日、祝日を除く 時 午前 8 時 30 分～午後 5 時(時間外は収受箱に提出可)	◆市内各出張所・派出所 日 1 月 25 日(水)～3 月 15 日(水) ※土・日曜日、祝日を除く 時 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	◆佐倉・西志津市民サービスセンター 日 1 月 25 日(水)～3 月 15 日(水) ※月曜日、祝日を除く(土・日曜日は開庁) 時 午前 9 時～午後 5 時

申告に必要な書類など

申告には、**個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認の書類の提出（提示）**が必要です。

項目		持ち物・必要書類
申告者全員 ※本人確認書類以外は、中央公民館・イオンモール成田で作成・提出するかたの持ち物です		☐ 申告者本人の確認書類 ※ ☐ 計算機 ☐ 筆記用具 ☐ 申告者本人の振込先口座のわかるもの（申告者名義の預貯金の通帳など）
e-Tax を利用したことのあるかた		☐ 利用者識別番号と暗証番号のわかるもの
代理人のかた（本人分以外の申告をするかた） （例）配偶者分などを代理申告するかた		☐ 申告するかた（本人）の個人番号確認書類の写し ☐ 代理人の身元確認書類 ☐ 代理権確認書類（委任状など）
所得関係	給与所得者・公的年金受給者	☐ 令和 4 年分の給与所得の源泉徴収票 ☐ 令和 4 年分の公的年金等の源泉徴収票
	社会保険料控除	☐ 令和 4 年分国民年金保険料の控除証明書（原本） ☐ 国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料の令和 4 年中の支払額がわかるもの（例：領収書、市から送付した「年間納付済額のお知らせ」など） ☐ 令和 4 年中の介護保険料の支払額が分かるもの（領収書など）
	生命保険料控除・地震保険料控除	☐ 令和 4 年分の支払い保険料の控除証明書（原本）
	配偶者（特別）控除・扶養控除	☐ 申告するかた（控除対象配偶者や扶養親族など）の個人番号がわかるもの
	医療費控除	☐ 令和 4 年分医療費控除の明細書または医療費通知
	医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）	☐ 令和 4 年分セルフメディケーション税制の明細書
	障害者控除	☐ 障害者手帳または障害者控除等対象者認定書
	寄附金控除（ふるさと納税のみ）	☐ ふるさと納税で支払った金額のわかるもの ※ワンストップ特例を申請したかたも、確定申告や市・県民税申告をする場合には、改めて申告が必要です
	その他	☐ そのほか控除の申告に必要な控除証明書（原本） ☐ 昨年確定申告をしたかたは、その控え ☐ 税務署から送られた「お知らせハガキ」など
控除関係		

※中央公民館やイオンモール成田に来場されるかたは、種類ごとに書類を分けて持参してください
※源泉徴収票について、提出のみの場合は添付、提示を要しないことになりました

※

本人確認書類

●個人番号カードをお持ちのかた
個人番号カードだけで本人確認ができます。
※写しは両面必要

●個人番号カードをお持ちでないかた
右記の「個人番号確認書類」と「身元確認書類」が必要です。

中央公民館で申告する場合

➡ 本人確認書類を提示 ※作成済みのものを提出する場合は写しを添付

郵送で提出する場合

➡ 本人確認書類の写しを添付

個人番号確認書類

▶通知カード ▶住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（個人番号の記載があるもの）のうちいずれか1つ

身元確認書類

▶運転免許証 ▶パスポート
▶年金手帳 ▶公的医療保険の被保険者証
▶障害者手帳などのうちいずれか1つ

その他のお知らせ

◆控除を受けるために「住民税に関する事項」の記載を忘れずに

確定申告書の第 2 表「住民税（・事業税）に関する事項」に必要な事項を記載しないと、市民税・県民税で控除などの適用が受けられないことがあります。

- ▶ 配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額…上場株式などの配当所得、譲渡所得を申告するかたで、特別徴収された市民税・県民税がある場合は、その各金額を記載。
- ▶ 寄附金税額控除…前年中に行った寄附が市・県民税の控除対象となる場合は、寄附金額を記載。ふるさと納税は、「都道府県・市区町村分」に寄附金額を記載。
- ※ワンストップ特例を申請したかたも、確定申告または市・県民税申告をする場合は、改めて寄附金控除の申告が必要です
- ▶ 特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要…上場株式等の配当等所得及び譲渡所得等（源泉徴収を選択した特定口座分）の全部を市・県民税に適用しない場合は、○を記載。
- ▶ 退職所得のある配偶者・親族の氏名等…前年中に退職手当等を有する配偶者または扶養親族について、退職所得を除いた合計所得金額が、配偶者は 133 万円以下、扶養親族は 48 万円以下で、市・県民税で配偶者（特別）控除または扶養控除等を受ける場合に氏名等を記載。
- ※同一生計配偶者・16 歳未満の扶養親族は「配偶者や親族に関する事項」での記載が必要となります
- ※同一生計配偶者…合計所得金額が 1000 万円（給与収入 1195 万円）を超える納税者本人と同一生計で、合計所得金額が 48 万円以下の配偶者のかた

◆公的年金等を受給されているかたへ

- 公的年金等の収入額が 400 万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下であり、所得税の還付を受けない場合であっても、市・県民税申告が必要な場合があります。
- ▶ 公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除（生命保険料控除や地震保険料控除など）がある場合
 - ▶ 額にかかわらず、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合
 - ※扶養親族等申告書の未提出や未訂正により、扶養親族等の情報が反映されず、受給者の実態と異なっているケースが見受けられます。申告をしないと控除額が反映されずに税額計算されますので、源泉徴収票をご確認ください

◆国民健康保険などの被保険者とその家族のかたへ

- 佐倉市の国民健康保険の加入者とその世帯主、後期高齢者医療制度の被保険者とそのかたと生計を共にされている家族は、市民税・県民税申告が必要な場合があります。
- 収入がなかったかた、収入が障害年金、遺族年金、雇用保険の失業給付金等の非課税所得のみだったかたは市民税・県民税申告が必要です。
- 申告をされない場合、保険税（料）の軽減が適用されない、自己負担限度額が高くなる場合があります。
- ▶ 国民健康保険のかた ☎ 484-6125
 - ▶ 後期高齢者医療制度のかた ☎ 484-6136

◆「要介護認定」を受けたかたへ 税控除のための認定書を発行します

- 障害者手帳の交付を受けていないかたが要介護認定を受けた場合、税控除のための認定書を発行できます。
- 確定申告や年末調整の際に認定書を添付することで、税の控除を受けられる場合があります。
- ※令和 4 年分の申告に用いる認定書は、令和 4 年 12 月 31 日時点での介護度を基準に判定し発行します
- ☑ 要介護 1 ～ 5 に認定された 65 歳以上のかたで、市で定めた一定の基準を満たすかた
- ※基準などはお問い合わせください
- ☑ 申請書（介護保険課や各出張所で配布）を記入の上、郵送または持参で、〒 285-8501 市役所介護保険課 ☎ 484-1771 へ
- ※審査後、該当者に認定書を送付
- ※申請書は、市ホームページからダウンロード可

◆医療費控除について

医療費控除の申告には、明細書を作成し、提出する必要があります。領収書の提出はできません。



- 医療費控除を受ける場合は「医療費控除の明細書」が、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける場合は「セルフメディケーション税制の明細書」が、それぞれ必要となります。ただし、両方を同時に受けることはできません。申告をされるかたが、選択する必要があります。中央公民館で申告をされるかたは、あらかじめ、明細書を作成のうえ、来場してください。なお、医療保険者から交付された「医療費通知」（「医療費のお知らせ」など）を添付すると、その記載分について明細の記入を省略できます。
- 《明細書は国税庁ホームページで入手できます》
- 医療費を受けたかたの氏名や病院名などを記載するものです。用紙は国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）からダウンロードできます。
- 【ご注意ください】
- ・領収書は **5 年間保管してください**（医療費通知を添付した場合は保管不要）。

医療費控除の明細書の記載例（国税太郎さんの例）

(1)医療を受けたかたの氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額
国税 太郎	●●病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	3,000 円
同上	●▲薬局	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☒ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	780 円
国税 花子	◇◇診療所	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	1,560 円

◆e-Tax での確定申告

スマートフォンなどで申告書を作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォン・タブレットなどから必要事項を入力することで、確定申告書などを作成できます。



便利な e-Tax をご利用ください

- 税務署に行かなくても、自宅のパソコンなどから申告書を提出できます。
- ▶ 申告書の送信方法
 - ・マイナンバーカード方式…マイナンバーカード、IC カードリーダー又はマイナンバーカード読取対応スマートフォンを使用
 - ・ID・パスワード方式…ID（利用者識別番号）・パスワード（暗証番号）を利用※ ID・パスワードの発行について詳しくは税務署にお問い合わせください
- ☎ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-01-5901
- 成田税務署 ☎ 0476-28-5151（自動音声案内）へ

◆期限内に申告をしないとどうなるの？

- ◆市民税・県民税の課税計算が遅れることで納期回数が少なくなり、1 回の納付額が増える場合があります。
- ◆所得証明書などの税証明を発行できない場合があります。
- ◆国民健康保険税（料）や後期高齢者医療保険料、介護保険料の正しい額を算出できず、軽減が適用されない場合があります。
- ◆国民年金（障害基礎年金・老齢福祉年金・保険料免除など）や各種福祉手当の所得調査ができません。
- ◆一定の期間内でないと、申告できない所得や控除があります。

《申告書の郵送先・問い合わせ》

- 確定申告
〒 286-8501 成田市加良部 1-15 成田税務署 ☎ 0476-28-5151
 - 市民税・県民税申告
〒 285-8501 佐倉市役所市民税課 ☎ 484-6115
- ※控えの返送を希望されるかたは、返信用封筒（宛名記入・切手貼付）を同封してください